管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
100010	林地における開発行為の許可を要しない事業の拡充	森林法第10条の2、森林法施行規則第5条	森林法第10条の2の規定に基づく林地開発許可制度は、保安林以外の森林において開発行為を行う場合に、開発の対象となる森林の有する公益的機能を阻害しないよう、開発行為の適正化を図るため、法第5条に定める地域森林計画の対象の民有林における一定規模を超える開発行為を都道府県知事の許可制としているものである。	現行法では、林地開発の許可が必要とされている林業用共同利用施設を「林地における開発行為の許可を要しない事業」とする。	当地域では昭和30年代以降に植栽したスギ、ヒノキ等の人工林が成長し資源として利用可能な時期が到来しつつある。これらの人工林の間伐を行い災害に強い森林として整備するとともに、間伐材を搬出し、建築用、製紙用、木質バイオマス発電燃料用として販売することで林業の活性化と地域の雇用拡大を図ることとしている。間伐材を搬出し、用途別に仕分けするためには木材を一時集積する場所(土場)を必要とし、特に新たな仕向け先となる木質バイオマス発電用燃料材(チップ)は材(チップ)の水分率が重要で、数か月以上はい積み等を行い水分調整を行う必要があり、従来以上に広い木材の集積場が必要となる。同様に木材加工施設(チップ製造施設等)を設置する場合においても、集積場に加え加工施設用地が必要となり、さらに広い用地が必要となる。しかし、当地域の森林率は85%であり、農地等で広い用地を確保することは優良農地を失うことになり、著しく困難である。森林組合等が設置する林業用共同利用施設(木材集積場、木材加工施設等)は木材の生産現場に近い場所に設置する方が効率的で林地内に設置することがふさわしい施設であり、森林法施行規則第5条第6号で開発行為の許可を要しない事業とされている、漁港漁場整備法第3条の漁港施設と同様に公共性が高い施設であると考える。「許可を要しない事業」となることで、事業の計画から操業までの期間が短縮され経済効果が早期に発現される。また、伐採・搬出を行う森林に隣接して施設を設置することで、搬出、輸送、仕分け、加工の一連の工程が効率的に行え、木材生産の効率化、低コスト化や地域の林業の活性化が図られる。	C	－	1　林地開発許可制度では、森林法第10条の2第1項各号に掲げる場合には、当該許可を不要としており、その場合の一つとして、同条同項第3号に「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるもの」と規定している。 2　提案理由において示されている漁港漁場整備法に規定する漁港施設に関する事業については、 ①土地収用法第3条において土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業として規定されていること ②漁港漁場整備法第39条の2において漁港管理者である地方公共団体による漁港内での土砂の流出の防止措置等についての監督処分が規定されていること 等から、森林法施行規則第5条において、上記1の要件を満たす事業として規定されているものである。 3　ご提案にある林業共同利用施設に関する事業は、このような事業とは異なるものであり、林地開発許可を不要とする事業として認めることは困難である。			自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	1016010	北但西部森林組合	兵庫県	農林水産省
100020	森林経営計画に係る森林の伐採等の届出の緩和	森林法第15条	森林経営計画は、法第11条の規定に基づき、森林所有者等が一定の面的まとまりを持つ森林を対象に、森林の経営の長期の方針や5年間の伐採・造林・間伐・路網の整備・森林の保護等の計画を作成し、当該計画について、市町村長等が市町村森林整備計画との適合を審査し、認定するものである。 当該計画に基づき間伐や作業路網の設定等を実施した場合、当該森林経営計画の時期ごとの計画に従って伐採等が完了した日から30日以内に伐採等の届出を提出することとなっている。 なお、森林経営計画に基づく伐採及び造林については、森林法第10条の8に規定する事前の「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出義務は免除されている。	現行法で規定されている森林経営計画に係る森林の伐採等の届出については、認定森林所有者等が、市町村森林整備計画及び森林経営計画に基づき間伐の実施及び作業路網の設置を行う場合はこれを不要とする。	当地域では昭和30年代以降に植栽したスギ、ヒノキ等の人工林が成長し資源として利用可能な時期が到来しつつあることから、これらの人工林の間伐を行い災害に強い森林として整備するとともに、間伐材を搬出し、建築用、製紙用、木質バイオマス発電燃料用として販売することで林業の活性化と地域の雇用拡大に図ることとしている。当地域の人工林の1団地の面積は小さいことから人工林の集約化・団地化を進めるための事務に多くの労力と経費を要している。森林GISの活用に加え伐採届等の簡素化が図られることで、さまざまな木材の需要に迅速に応えることができるとともに事務の効率化とコストの削減につながり、地域の林業の再生と雇用の確保が図れるものである。間伐の実施及び作業路網の設置を行う場合は国の補助事業等を活用することが大部分であることから補助金交付申請書で届出に必要とする内容は確認できるものと考える。	C	－	森林経営計画制度は、森林所有者等が5年間の伐採や造林に係る計画を作成し、市町村長の認定を受けるものであり、当該計画に基づき間伐や路網整備等が計画的かつ適切に実施されることにより、効率的・持続的な森林経営を通じた森林の多面的機能の発揮が図られることから、森林法第10条の8に規定する事前の伐採及び伐採後の造林の届出の提出義務を免除するとともに、当該計画に基づく施業等に対しては、各種補助事業上の優遇や税制の特例等が措置されているところである。 こうした中で、森林経営計画に係る伐採等の届出(法第15条)については、市町村長が当該計画に基づく施業が市町村森林整備計画に適合し適切に実施されているかを確認し、指導や認定取消等計画の実行監理を行うために不可欠であり、不要とすることはできない。 また、提案では、国の補助事業等に係る補助金交付申請書により森林経営計画に係る伐採等の届出の内容を確認できるとされているが、間伐の全てについて補助事業を活用するとは限らないことに加えて、森林経営計画に係る伐採等の届出は市町村長あてであるのに対して補助金交付申請書は都道府県知事あてと届出先が異なるため、市町村長は伐採等の内容の確認ができないことから、補助金交付申請書を森林経営計画に係る伐採等の届出に代わるものとして扱うことは適当ではない。			自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	1016020	北但西部森林組合	兵庫県	農林水産省
100030	保安林における間伐の届出等の緩和	森林法第34条の3、森林法施行規則第67条～第70条	保安林において、当該保安林に係る指定施業要件(保安林の指定目的の達成のために定められている、立木の伐採の方法や限度等の森林施業上の要件)に適合する間伐をしようとする者は、森林法第34条の3第1項の規定に基づき、間伐を開始する日前90日から20日までの間に、都道府県知事に届出をしなければならないこととされている。 森林経営計画は、森林法第11条の規定に基づき、森林所有者等が一定の面的まとまりを持つ森林を対象に、森林の経営の長期の方針や5年間の伐採・造林・間伐・路網の整備・森林の保護等の計画を作成し、当該計画について、市町村長等が市町村森林整備計画との適合を審査し、認定するものであるが、当該認定を受けた計画に基づく間伐であることをもって、保安林における間伐の届出を不要とはしていない。	現行法で規定されている保安林における間伐の届出については、認定森林所有者等が指定施業要件並びに市町村森林整備計画及び森林経営計画に基づき間伐する場合は、これを不要とする。	当地域では昭和30年代以降に植栽したスギ、ヒノキ等の人工林が成長し資源として利用可能な時期が到来しつつあることから、これらの人工林の間伐を行い災害に強い森林として整備するとともに、間伐材を搬出し、建築用、製紙用、木質バイオマス発電燃料用として販売することで林業の活性化と地域の雇用拡大に図ることとしている。当地域の人工林の1団地の面積は小さいことから人工林の集約化・団地化を進めるための事務に多くの労力と経費を要している。森林GISの活用に加え、保安林における間伐の届出等の事務が簡素化が図られることで、さまざまな木材の需要に迅速に応えることができるとともに事務の効率化とコストの削減につながり、地域の林業の再生と雇用の確保が図れるものである。保安林における間伐の実施及び作業路網の設置を行う場合は国の補助事業等を活用することが大部分であることから補助金交付申請書で届出に必要とする内容は確認できるものと考える。	C	－	1　保安林制度は、国民の生命・財産に直結する災害の防備等の公共の目的の達成上必要な森林を、農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、一定の制限を課すものである。これら保安林の指定目的を達成するため、当該目的や現地の状況等を勘案して、それぞれの保安林の集団毎に間伐率等の指定施業要件が定められている。都道府県知事は、保安林における間伐の届出があった場合、自らの権限に属する保安林の管理事務として、当該間伐の内容が当該森林の現況に照らしてその保安林の指定施業要件に適合しているかどうかを間伐を実施する前に確認し、必要に応じて指導や命令を行わなければならないこととされている。 2　一方、森林経営計画制度は、施業の集約化や路網整備を推進し森林の経営のより一層の計画化・合理化を行うことを趣旨として森林所有者等が5年間の計画を作成し、市町村長の認定を受けるものである。森林法に規定する森林経営計画の認定では、市町村森林整備計画で設定する公益的機能別施業森林等の区分に応じて審査を行うが、間伐率の上限については、原則として、森林法施行規則で一律に定められているものである。また、保安林の管理に係る権限を有さない市町村長は、保安林における間伐の計画に対して上述の指導や命令を行うことが出来ない。 3　このため、森林法に規定する森林経営計画の認定要件の基準と保安林の指定施業要件の基準が同一とは言えず、保安林の管理に係る権限を有さない市町村長が当該認定要件への適合の観点から審査し認定した森林経営計画に基づく間伐であることをもって、保安林における都道府県への間伐の届出を不要とすることは、保安林の指定目的の達成の観点から適当ではない。 4　また、補助金交付申請書は、一般に間伐実施後、その実績を基に提出がなされることから、これを保安林の間伐の事前の届出に代わるものとして扱うことは困難と考える。			自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	1016030	北但西部森林組合	兵庫県	農林水産省
100040	農用地区域内における農家レストラン設置の特例	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定する。 農用地区域内では、農業用施設として耕作又は養畜の業務に必要な施設(畜舎、温室、その他農産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷等の用に供する施設、耕作又は養畜の業務を営む者が設置・管理する農畜産物の製造(加工)又は販売の用に供する施設)の設置が可能である。	6次化産業の推進による地域農業の発展を図るため、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号に規定する農業用施設に、農業の振興に寄与する施設である農家レストランを追加するよう提案する。	【実施内容】 ・既存のハウスを中心に伝承野菜の展示栽培を公開し各方面からの見学者の受け入れと観光客の誘致を図り、伝承野菜の啓蒙活動を勧め、野菜の一大産地を形成する。 位置的には、庄内の観光地の羽黒山から鶴岡市内への中間地点にあり、全国から集めた栽培野菜の種類の多さと有名シェフの料理の話題性により周辺の観光地の中継地点として新たな観光地となることが見込まれる。さらに全国へ野菜の供給をめざし、新規就農者や若手農業経営者を募り、地域内の耕作放棄地を再生させることが可能となる。 日本の食を支える在来の伝承野菜の生産拠点として世界に発信し輸出したい。 よって、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号に規定する農業用施設に、農業の振興に寄与する施設である農家レストランを追加したい。 【提案理由】 ・放置されていたハウスを中心として6次化産業を計画していたが消費者にその利用について広めるには実際に料理として提供して行くことが必要であるが、当該地は農用地区域にあり農家レストランの設置はできない現状にある。しかし、広く発信し、誘客するためには農家レストランは非常に効果的であり、必要不可欠である。当該地は不在地主によって10年以上にわたって耕作放棄地となっていたためすぐに耕作するのは困難な状況にあった。市の担当課より周辺の農用地区域除外可能な場所への設置を提案されたが、そこは現在耕作されている農地であり、耕作放棄地を有効に活用する意味でも当該地に設置するのが妥当と思われる。 【代替措置】 ・将来的には、当該地周辺の区画約4ヘクタールにわたり野菜を作付し広大な畑作地域として形成する計画である。	D	－	農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特区制度の活用を御検討いただきたい。 なお、農家レストランの農用地区域内設置については、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであることから、まずは、国家的見地から国・地方公共団体・民間の三者が一体となってプロジェクトを推進する国家戦略特区において設置を認めることとし、国家戦略特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、全国展開についての対応を検討することとしたものである。当面は、国家戦略特区制度において検証を進めることとしており、対象を構造改革特区にまで拡大することは適切ではないと考えている。				1017010	株式会社庄内パラディーゾ	山形県	農林水産省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
100050	交換分合制度の対象地の緩和	土地改良法第97条第1項	二人以上の耕作者等が、一定の農用地を定めて交換分合を行うべきことを請求した場合、当該農業委員会は、その請求を相当と認めるときは、その農用地に関し交換分合を行うため交換分合計画を定める。	・事業の対象地である「一定の農用地」の設定については、面的なつながりを持つ「一団」となっている農用地に加え、飛び地を含むなどの一団となっていない農用地についても認める。	1．特区で実施したい内容 ・交換分合計画における「一定の農用地」においては、事業実施区域を面的なつながりを持った一団だけではなく、飛び地がある場合はそれも合せて事業実施区域とする。 2．提案に至った理由（障害となっている規制や地域の事情など） ・耕地面積の拡大希望が多く、多少離れていても親戚同士などでの売買が多く、飛び地での耕作は農業用機械の移動等で効率的な作業が行われていない状態となっている。今後も耕地面積の拡大により、このような事例も増えてくると想定されるが、当事業の採択要件が緩和されることで、集約的な耕作面積の拡大が可能となる。 ＊事業実施区域を面的なつながりを持った一団の農用地とした場合、交換分合計画の作成、計画の決定に際して、様々な利害関係の存在により同意の取得が円滑に進まない実情にある。（地区外と地区内の農用地の交換によって、双方が経営地を集約化できる場合に限り交換の対象にするなど規定の制度にとらわれない柔軟な対応で大きな事業効果が見込める）	D	－	現行制度においても、一定の農用地は必ずしも面的つながりを持つ一団の農用地である必要はない。				1022010	帯広市	北海道	農林水産省
100060	交換分合制度の権利移転に関する制限の緩和	土地改良法第102条	農用地の所有権についての交換分合計画は、所有者が取得すべき農用地及び失うべき農用地を定めなければならない。	・交換分合計画において、権利の交換を参加者全員に対して必須事項として義務付けず他人への権利の移転のみ及び自己への権利設定のみについても参加を認める。	1．特区で実施したい内容 ・移転のみ、設定のみの権利移動についても交換分合制度の対象とする。 2．提案に至った理由（障害となっている規制や地域の事情など） ・移転のみ、設定のみの権利移動についても交換分合制度を活用できれば、地域における農地の流動化や計画的な集団化を促進することができる。	C	－	土地改良法における交換分合制度の趣旨は、一義的には農用地等に関する権利の交換により面的に農用地の集団化を図ることにある。したがって、交換される農用地については、用途、地積等の条件を勘案しておおむね同等となるように定めることとされており、提案にあるような移転のみ、設定のみの権利移動については、交換分合制度の趣旨を大きく外れるものである。				1022011	帯広市	北海道	農林水産省
100070	農地中間管理事業の適用拡大	農業経営基盤強化促進法第7条第1号	農地中間管理事業としては、農地の売買を対象としていないが、特例として、農地中間管理機構は農地の売買を行うことができる。	農地売買等事業においても農地中間管理事業の対象として認める。	1．特区で実施したい内容 農地中間管理機構における農地売買等事業においても農地中間管理事業の対象とする。 2．提案に至った理由（障害となっている規制や地域の事情など） 本市においては、離農や相続、規模縮小などに際し、地域の関係者が協力して、所有権移転を主体とした担い手農業者への農地集積に取り組んでおり、全国に比べ自作地の割合が高く賃貸借の割合が少ない。今年度から導入された農地中間管理機構は、担い手農業者への農地集積・集約化の目的は同じであるものの、主として賃貸借事業を対象としており、精算コストの縮減、農地の地力を高める投資や適正管理を促進し、将来の安定した農業生産を確保するためには、所有権移転を進める必要がある。	D	－	北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による農地の集積・集約が円滑に進むようにしていく必要があると考えています。このため、農業経営基盤強化促進法において農地中間管理機構の特例事業として農地売買等事業を規定し、知事の判断で機構が売買事業を行えるよう措置しているところであり（同法第7条）、御提案の内容は現行制度で対応可能です。				1022020	帯広市	北海道	農林水産省
100080	農家レストランの農用地区域内設置の容認	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定する。 農用地区域内では、農業用施設として耕作又は養畜の業務に必要な施設（畜舎、温室、その他農産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷等の用に供する施設、耕作又は養畜の業務を営む者が設置・管理する農畜産物の製造（加工）又は販売の用に供する施設）の設置が可能である。	収穫体験や農業体験により都市住民を集客する農産物の生産施設に併設される農家レストランについて、農振法の農業用施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。	農家レストランは、農振法上の農業用施設として認められていないため、農振農用地区域内への設置ができず、収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている。 そのため、主として同一市町村内で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和することで、農業者が当該施設を農用地区域内に設置することが可能となる。 これにより、農業者等の所得向上および農業の6次産業化が推進される。	D	－	農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特区制度の活用を御検討いただきたい。 なお、農家レストランの農用地区域内設置については、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであることから、まずは、国家的見地から国・地方公共団体・民間の三者が一体となってプロジェクトを推進する国家戦略特区において設置を認めることとし、国家戦略特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、全国展開についての対応を検討することとしたものである。当面は、国家戦略特区制度において検証を進めることとしており、対象を構造改革特区にまで拡大することは適切ではないと考えている。				1028030	愛知県	愛知県	農林水産省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
100090	木質バイオマス等木材の利用促進及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図るための間伐事務手続きの簡素化	森林法第34条の3、森林法施行規則第67条～第70条	保安林において、当該保安林に係る指定施業要件(保安林の指定目的の達成のために定められている、立木の伐採の方法や限度等の森林施業上の要件)に適合する間伐をしようとする者は、森林法第34条の3第1項の規定に基づき、間伐を開始する日前90日から20日までの間に、都道府県知事に届出をしなければならないこととされている。 森林経営計画は、森林法第11条の規定に基づき、森林所有者等が一定の面的まとまりを持つ森林を対象に、森林の経営の長期の方針や5年間の伐採・造林・間伐・路網の整備・森林の保護等の計画を作成し、当該計画について、市町村長等が市町村森林整備計画との適合を審査し、認定するものであるが、当該認定を受けた計画に基づく間伐であることをもって、保安林における間伐の届出を不要とはしていない。	「森林経営計画」の認定を受けた保安林での間伐について、森林法第11条の規定により市町長の認定を受けた「森林経営計画」に基づき実施する場合は、同法第34条にもとづく、県への届出書の提出を不要化	・ 保安林内における間伐については、森林法第34条の3の規定に基づき、伐採開始日の90～20日前までに、県へ保安林内間伐届出書の提出が義務づけられる。 ・ 一方、森林法第11条に基づく「森林経営計画」では、保安林指定の有無に拘わらず、所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法を記載するほか、保安林では同指定施業要件に定める基準に合致することを市町長は確認した上で、同計画の認定を行うことができる。 ・ そこで、森林法第11条の規定により市町長の認定を受けた「森林経営計画」に基づく間伐については、既に必要な情報を入手できることから同法第34条の3の規定を適用せず、県への間伐届出書の提出を要しないものとする。 提案理由: ・ 事務に不慣れな小規模な林業事業体にとっては、あらためて同様の内容を届け出る保安林内間伐届出書の作成事務は負担が大きい。 ・ 実現すれば、林業事業体の事務負担の軽減により、一層、間伐を進め、間伐木の円滑な供給を通じ木質バイオマスを含め木材の活用促進を図ると共に、森林の手入れを進め、災害の防止や水資源の確保、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止などの公益的機能の維持・増進を図ることができる。	C	—	1 保安林制度は、国民の生命・財産に直結する災害の防備等の公共の目的の達成上必要な森林を、農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、一定の制限を課すものである。これら保安林の指定目的を達成するため、当該目的や現地の状況等を勘案して、それぞれの保安林の集団毎に間伐率等の指定施業要件が定められている。都道府県知事は、保安林における間伐の届出があった場合、自らの権限に属する保安林の管理事務として、当該間伐の内容が当該森林の現況に照らしてその保安林の指定施業要件に適合しているかどうかを間伐を実施する前に確認し、必要に応じて指導や命令を行わなければならないこととされている。 2 一方、森林経営計画制度は、施業の集約化や路網整備を推進し森林の経営のより一層の計画化・合理化を行うことを趣旨として森林所有者等が5年間の計画を作成し、市町村長の認定を受けるものである。森林法に規定する森林経営計画の認定では、市町村森林整備計画で設定する公益的機能別施業森林等の区分に応じて審査を行うが、間伐率の上限については、原則として、森林法施行規則で一律に定められているものである。また、保安林の管理に係る権限を有さない市町村長は、保安林における間伐の計画に対して上述の指導や命令を行うことが出来ない。 3 このため、森林法に規定する森林経営計画の認定要件の基準と保安林の指定施業要件の基準が同一とは言えず、保安林の管理に係る権限を有さない市町村長が当該認定要件への適合の観点から審査し認定した森林経営計画に基づく間伐であることをもって、保安林における都道府県への間伐の届出を不要とすることは、保安林の指定目的の達成の観点から適当ではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい	制度の異なる森林経営計画制度の認定基準と保安林制度の基準との整合性については、根拠法令が同じため法施行規則の改正等により対応が可能と考える。 具体的には、森林所有者等－市町村(森林経営計画制度所管)－都道府県(保安林制度所管)の三面関係を見直し、森林所有者等が作成する森林経営計画に保安林制度上必要な情報を含めて総括した内容を反映させれば、市町村－都道府県の二面関係の強化により、都道府県が適切な保安林の制限管理を行うことは可能であり、森林所有者等の負担軽減に繋がると考える。 災害発生等の懸念があるのであれば、まずは森林法第25条第1項第4号以下の保安林での適用を検討する余地があると考える。		1030070	兵庫県	兵庫県	農林水産省
100100	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止	農地法第4条、5条、附則第2項	・農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農林水産大臣)の許可を受けなければならない。 ・農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権等の権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事(農林水産大臣)の許可を受けなければならない。 ・都道府県知事は、当分の間、同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係る許可をしようとする場合等には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。	農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながると県が認めた大規模転用の場合は、国の転用許可権限を県に移譲するとともに、大臣との事前協議制度も廃止すること。	・農地転用の大臣許可(4ha超)を知事権限とし、知事許可(2ha超4ha以下)に係る大臣協議を廃止する。 提案理由: 農地転用許可事務の大部分は地方が担っており、許可基準を明確に示すのが国の役割であり、わずかな件数(平成25年兵庫県の農地転用許可1,388件中 大臣許可0件・大臣協議1件)しかない大臣許可・協議案件に固執する必要はなく、明確な許可基準のもとに転用許可権限は地方に任せるべきである。 事務手続きについては、地方農政局において相当期間をかけて事前審査を行った後、県からの協議書を受理するという運用がなされており、標準処理期間どおりの迅速な運用がなされているとは言い難い。	C	Ⅰ	農地転用許可権限については、地方分権改革有識者会議の農地・農村部会において、全国的な対応について検討が行われているところである。 農林水産省としては、平成21年の農地法改正法の附則第19条の規定及び昨年12月の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)も踏まえ、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討等と併せて検討を行っていくこととしている。				1030120	兵庫県	兵庫県	農林水産省
100110	農協が農地を取得する場合の要件緩和	農地法第3条第1項第13号及び第2項本文ただし書き 農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロ及び第11条の14	組合員が出資する農協が、その地区内の農地等の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、農業上の利用の増進を図るためには農協自らが農業経営を行うことが相当と認められる農地等について農業経営を行う場合には、その農地等についての使用貸借による権利又は賃借権を取得することができる。	農地法では、農業生産法人以外の農地取得は認められていないが、農協も農地を取得できるようにする。	＜背景＞ 農業の担い手の減少・高齢化が進む中、農業を持続的に発展させるためには、多様な担い手を確保・育成することが重要である。 特に中山間地域においては、農林水産業は基幹産業であり、とりわけ農業の活力が弱体化すれば、地域経済全体が沈下し、更に地域の景観、多面的機能及び本県の宝である地下水や土を守る重要な役割を果たせない地域が出てくることが予想される。 このような中、農業者の高齢化等により個別の農家では農業経営が困難な地域もあり、地域の実情に精通し、農家からの信用も厚い農協自らが農業経営を行い、地域の担い手となることや、新規就農希望者等を雇用し仕事場の創出を積極的に推進することが必要となる。 ＜提案理由＞ 農協自らが農業経営に参入する場合には、農地を賃借して行うことも可能であるが、農協自らが農地を所有したほうが、地域の実情に応じた長期的なビジョンを持って農業経営に取り組むことができる。 また、農業経営を通して新規就農者や地域の担い手を雇用・育成し、将来的に担い手が独立する際に、農協の農地を所有させて独立させるなど、地域に根付いた担い手を育成することができる。	D	—	農地等の賃貸借の存続期間については、民法の特例として、最長50年までの期間を設定することが可能となっており、賃貸借であっても長期的な視点に基づく農業経営を行うことは可能です。 また、農協が農地の所有権を取得して農業経営を行うことについては、農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体として同法第第4条第3項第1号ハに掲げる研修等事業として、産地形成のためのモデル的な経営の実証事業や担い手候補を育成するための研修事業を行う場合には可能とされており、御提案の内容は現行制度で対応可能です。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、農協が農地を取得できない理由を含めて回答されたい	農地の場合は、2世代にも及ぶ長期間(50年間)の借地契約は現実的でない。また、高齢の農家からは、賃貸借ではなく、売買(所有権移転)の要望も多い。 さらに、長期間の賃貸借は、所有者との農業経営ビジョンの相違や相続による契約期間中のトラブル等が想定されるため、農協自らが農地を所有したほうが、円滑に農業経営を実施できる。 また、地域に密着している農協は、地域の実情に精通し、市町村と一体となって地域振興へ取組でおり、農業者や住民からも厚い信頼を得ている公益性の高い団体であり、他の一般企業が農地を取得する場合とは異なると考える。	農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト	1032010	熊本県	熊本県	農林水産省
100120	6次産業化事業体への地域ファンド出資比率の引き上げ	○株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第22条、23条 ○農林水産省告示第2556号	サブファンドの6次産業化事業体に対する出資割合(議決権)については、支援基準(告示)に基づき、当該事業体の総議決権の2分の1以下とされていたが、本年10月に支援基準を改正し、一定の要件を満たした場合は、サブファンドが6次産業化事業体に有する議決権の割合が当該事業体の総議決権の2分の1を超えることができるように措置。	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づくサブファンド(以下「地域ファンド」という)の出資比率の上限を引き上げて、農林漁業者及び連携企業の出資比率を低減させる。	＜背景＞ 本県は、高い農業生産能力や活発な農産物加工の取組み、豊富な森林資源等に加えて、若い担い手の存在や地域に立地する多くの食品関係の製造業者など、高いポテンシャルを有しているが、この地域で生産された多くの農林水産物が地域外において加工されている現状がある。 また、県内で、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を74事業体(以下「6次産業化事業体」という)が受けている(全国4位、九州1位)ところであるが、地域ファンドを活用した事業体は3事業体と低迷している。 このような中、特に中山間地域などの企業の誘致が難しい地域においては、地域ファンドの活用を活発化し、官民一体となって6次産業化の取組を企業化させることで地域の所得向上や仕事場の創出を図る必要がある。 ＜提案理由＞ 農林水産業者が地域ファンドを活用する際に、資金力不足がネックになるため、地域ファンドの6次産業化事業体に対する出資比率の上限を、現行の50%から75%まで引き上げる。 これにより、農林漁業者の出資負担の軽減が図られ6次産業化へ取り組みやすくなり、農林漁業者と加工流通などの連携企業と新たな地域ビジネスが展開され、所得の向上と仕事場の創出を推進することができる。	D	-	○本年10月に、ファンド活用における農林漁業者の出資負担割合の軽減を図るため、一定の要件※を満たした場合に、サブファンドの出資割合の引き上げが可能となるよう措置した(平成26年10月10日に支援基準(告示)を改正)。 (※参考)サブファンドの出資割合引き上げの要件 ① 事業の規模等からみて農林漁業者が出資を行うことが困難であること。 ② 高い収益性の確保が見込まれること。 ③ 農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出に資すること。 ○また、上記措置を含め、企業等が農林漁業に参入してファンドを活用する場合の留意点や活用事例、ファンド活用における資金調達の具体的方法などを明らかにするため、「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」を策定・公表した(平成26年10月10日)。 ○このようにファンドが関係者の方々に幅広く活用されるよう措置を講じたところであり、現在、こうした措置の内容を現場レベルに十分浸透させるために、幅広く周知を行っている。 ○なお、1/2を超える出資割合の引き上げに係る要件を満たした場合は、制度上はサブファンドの出資比率を75%とすることも可能となっているが、実際の出資比率の運用にあたっては、投資期間終了時における自社株買いによる資金回収などの見込みに照らして個別事案毎に機構等が審査することとなる。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい	中山間地域における6次産業化は、当初から高い収益性の確保が難しいため、「②高い収益性の確保が見込まれること。」を、「収益性の確保が見込まれること。」(「高い」を削除)に緩和して頂きたい。	農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト	1032020	熊本県	熊本県	農林水産省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
100130	森林組合が森林を取得して森林経営を行う場合の要件緩和	森林組合法第26条第1項	森林組合は、森林所有者の協同組織であり、本来、組合員からの委託等に基づく森林経営の一部の共同化を通じて、組合員の森林経営の増進及びその公益的機能の発揮に寄与することを目的とするもの。 一方で、地区内における組合員所有森林以外の森林についても、その公益的機能の発揮を確保する必要があることから、組合が自ら森林を保有し、経営を行うこと(森林経営事業)が特別に認められている。 森林経営事業は、組合員への直接奉仕を目的とする協同組織として本来予定している事業ではないこと、森林組合の経営全体がリスクを負うこと等、組合員の利益に大きく影響するものであることから、その実施に際しては、組合員の3分の2以上の書面による同意を得ることを要件としているところ。	森林組合は、自ら森林を取得し森林経営を行う場合、森林組合法により、組合員の3分の2以上の書面による同意が必要とされているが、森林所有者から所有権移転の申し出があった場合、森林経営計画を樹立する森林に限っては、書面による同意なしで森林を取得できるようにする。	＜背景＞ 森林組合は、組合員の森林経営を支援するため、地域の森林を集約化し計画的に間伐等の施業を目指す森林経営計画の策定を進め、持続可能な森林経営を促進している。 しかし、組合員の中には、高齢化や長期の材価低迷により、森林経営へ意欲がない者が多く、その中には、所有権の移転を希望する組合員も少なくない。このことは、面的な集約化に大きな支障となっている。 また、今後の林業を展望した場合、低コスト・大ロットで木材を安定供給する必要があるが、委託による木材生産では、生産量・時期を自ら決定することが出来ず、安定供給や雇用が不安定なままである。 このため、森林組合が、所有権の移転を希望する組合員の森林を購入保有し、森林面積が小さいため経営計画樹立が困難であった経営意欲のある組合員の森林と併せて、有効な集約化を図ることで、「効率的な森林経営」、「木材の安定供給」、「担い手の確保・育成」が期待できる。 ＜提案理由＞ 森林組合自らが森林経営に参入する場合には、森林を経営の受委託により行うことも可能であるが、所有者の経営意欲そのものが減退している今日、森林組合の森林取得を容易にすることにより、地域の実情に応じた長期的なビジョンを持って森林経営に取り組むことが期待できる。 また、市場等の動向を勘案したうえで、所有する森林の伐採を検討するなど需給調整を図ることも考えられる。	D	―	森林組合は、森林組合法第9条第1項第3号に基づき、組合員から森林経営を目的とした森林の信託を引き受けることが可能である。 この場合、森林経営事業のような組合員の3分の2以上の同意を得る必要はなく、さらに、森林経営信託の契約期間の間、組合は当該森林を、信託規程に従い、自己の財産として管理・処分する権限を有することとなる。 したがって、森林経営信託を活用することにより、組合員の3分の2以上の書面による同意を得ることなく、提案にあるような長期的なビジョンを持った森林経営を行うことが可能である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい	組合員の中には、高齢化や長期の材価低迷により、森林経営へ意欲がない者が多く、その中には、信託ではなく所有権の移転を希望する組合員も少なくない。また、森林組合が自ら取得して森林経営を行う場合は、組合員の3分の2以上の書面による同意が必要となり時間も要するため、面的な集約化施業に大きな支障となっている。このようなことから、速やかに森林組合が取得し森林経営を行えるように緩和して頂きたい。	農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト	1032070	熊本県	熊本県	農林水産省